真宗大谷派ハンセン病問題に関する懇談会編集

Network News
願いから動きへ
53
2020 December

コロナ禍に生きる

「ハンセン懇」第一連絡会　本間　義敦

新型コロナウイルスの感染が中国で確認されて一年が経とうとしています。私たちの周りも大きな変化があった一年でした。生活の中で言えば学校が休校になり、マスクが手に入らなくなりトイレットペーパーが無くなり、移動も制限され、色々なことが自粛されました。帰省した人への誹謗チラシの投げ込みや、自粛協力しないことへの中傷、不安を煽ることによっての買占めなど、様々な形で私たちの体質にまでなっている差別・偏見・不安が表面に出てきた一年であったのではないでしょうか。コロナ禍の不安定な社会に対するインタビューの中で絵本作家の五味太郎さんは「逆にその前は安定してた？コロナ禍じゃなかったときは、居心地がよかった？」と問いを投げかけています。

今から一〇〇年近く前に行われた無癩県運動は、らい患者を徹底的に探し出し患者を療養所へと押し込め、残された家族や親族にはいわれなき誹謗中傷をもって社会から排除していきました。そこには自分たちの正しさが間違いないという考えによって他者を見失うということがありました。教団は一九九六年に謝罪声明をだしハンセン病の隔離政策を推し進めたことを謝罪し、教団の取り組みとして学び続けることをそこに明記しました。さらにハンセン病家族訴訟の折には署名活動を展開し、改めて差別・偏見の体質について考える機会となりました。国も差別偏見を植え付けたことへの謝罪と啓発に力を入れていくことを約束しました。しかしながら今このコロナ禍の現実を見るとき、その願いとしたことは伝わっているでしょうか。一〇〇年前と同じようなことが今はインターネットなどに姿を変え、感染者を見つけだしては吊るし上げ、その家族にも誹謗中傷の書き込みをするなど、形を変えて今も続いているのはなぜでしょう。個々の差別・偏見の事象がその人個人の問題や、その事象のことだけに止まり、差別・偏見の痛ましい現実が社会に広がりを持たない専門家だけの課題になってしまっていたからではないでしょうか。

コロナ禍の影響で奥羽教区が毎年行っていた療養所での交流会や報恩講が中止になり、今まで当たり前に療養所へ行き来していたことが出来なくなりました。入所者の方に電話したり、教区からお便りを送付したりする中で、私自身今までどんな交流をしてきたのかを考える時間が多くなりました。その中で思い出されたのは「形を変えて現れてくる差別について、ちゃんと目を光らせていただきたい」という入所者の言葉でした。今改めてその言葉に向かい合う時、「ちゃんと目を光らせています」と言えない自分がいます。ハンセン病問題とコロナ禍は私や私の作り上げている社会が、ともに生きるということや生きたいと願っていることが真実なのかを知らせているのではないでしょうか。

コロナ禍の中、私たちの生活は大きく変化しています。「ハンセン懇」が大切にしている人と人との「交流」も難しくなり、新しい活動の方向性を日々探っている状況です。先日、ハンセン病市民学会ではリモートによるシンポジウムが開催されました。療養所と離れた会場や人をインターネットでつないだ新しい取り組みで、今後の交流のあり方の可能性を感じました。「ハンセン懇」も動きを止めず、色々なアイデアを皆で出しあい活動していきたいと思っています。また一人ひとりが出来ることを考え挑戦し、一人の「願い」が大きな「動き」になっていくことを改めて目指したいと考えます。

ネットワークニュース「願いから動きへ」は真宗大谷派のハンセン病問題への取り組みをご紹介する広報誌です。

ハンセン病差別とコロナ差別をなくすためには

内田 博文（九州大学名誉教授）

今も頻発しているコロナ禍差別

新型コロナウィルス感染症の拡大が衰えを見せないなかで、不安に端を発した感染者等への誹謗中傷も収束の気配がない。都会から帰省してきた人や観光客などに対しても心ない誹謗中傷がなされている。青森県では、帰省してきた人の家の敷地内にビラが投げ込まれ、「なんでこの時期に東京から来るのですか」「さっさと帰って下さい」などと書き込まれていたと報じられた。差別の手段はビラだけではない。器物損壊もみられる。県外ナンバーの車に傷をつけたとして、器物損壊罪に問われた富山市の無職男（六十五歳）の初公判が八月二十日、富山地裁であった。動機について、被告は「新型コロナウイルスを県外から持ち込んでいると思った。嫌がらせをすれば富山に来なくなると思った」と語ったという。ネット社会の拡がりのなかで、インターネットを悪用した差別がコロナ禍でも見られる。

本年四月から三カ月半の間、全国で唯一「感染者ゼロ」だったのは岩手県だが、その岩手県で七月二十九日に陽性が初めて確認された。陽性が確認された四十代男性が勤める県内の企業は二十九日夜、HPで従業員の陽性を発表した。その後、この企業には電話が殺到し、三十一日までに約一〇〇件、中傷の電話も少なくなかったという。企業HPには三十日夜からアクセスが殺到し、サーバーが一時ダウンした。ネット上では感染者を特定しようとする動きもみられた。インターネットを悪用した差別は、瞬時に世界的な規模で広がりを見せるために、被害の質量は以前と比較にならない。この被害がコロナ禍差別でも生じている。

コロナ禍差別の内容

差別の内容も多岐にわたっている。福岡市に住む三十八歳の自営業の男性は、新型コロナウイルスが陰性となって退院したあと、病院や美容室の利用を拒否されたという。医療従事者の子どもが保育園への登校を拒否されたという事例も報道されている。感染者が確認されたというだけで、その地域の人や咳をする人を避けたり、感染を疑ったりするような言動も差別に当たるが、そのような様子が各地で見られる。なかには「死ね」といったビラが貼られたという事例もある。ネットによる差別情報の拡散もみられる。こうなると、「ネット死刑」といってもよい。差別には誤情報に基づくものも少なくない。

差別はそれだけではない。熊本地震の際に、障がい者が避難所に避難しようとしたところ、避難所には専用トイレや車いすに乗ったまま寝る場所などをはじめ、「受け皿」がまったくなかった。避難所に避難するのを諦めて、いつ倒壊してもおかしくない自宅で不安な日々を送らねばならなかった。これに似たような状況がコロナ禍で、多くのマイノリティ当事者に起こっている。

視覚障害者を支援する「視覚障害者支援協会・

ひかりの森」の理事長によると、当事者は糖尿病などの合併症や緑内障など目の病気の進行により、中途で視覚障害を負ったケースがほとんどで、生活訓練や通院は欠かせないが、同行支援をヘルパー事業所に断られ、窮地に立たされている人もいるとされる。

飛沫感染から人々を守るマスクが、聴覚障害者たちにとっては障壁になっている。「全日本ろうあ連盟」の事務局によると、「マスクをつけるとコミュニケーションのひとつである口話（口のかたち）を見ることができず困ります。透明マスクの増産や開発に協力していただける企業などが出てきてくれるとありがたいです」と訴えられている。



静岡新聞の取材に対して、新型コロナウイルス感染者らに対する差別的行為に「また同じ間違いを繰り返している」と憤る小鹿美佐雄さん＝国立駿河療養所入所者協議会会長（静岡新聞二〇二〇年六月二十六日掲載）

新型コロナウイルスによる生活への影響は、全国四〇〇万世帯にのぼるひとり親家庭により強く及んでいる。シンママ大阪応援団によると、このところママたちから「死」という言葉がよく出される、公的な支援が急務だと訴えている。

社会的弱者の生活を何とか下支えてきたソーシャル・ネットワークも「自粛」生活で大きなダメッジを受けている。差別や人権侵害を受けた被害者のための相談窓口も、日本ではただでさえ脆弱だが、相談要員が自粛を余儀なくされているなどのため、機能を質、量の面で大幅に低下させている。社会的弱者は下支えのない無防備の状態に追いやられている。

差別の対象

差別の対象も拡大している。当初の「中国や外国にルーツのある人」から「感染者及びその家族」を経て、「感染を疑われる人及びその家族」へ、そして、さらには「感染を疑われる人が所属する職場や学校、地域の関係者全員」から「コロナ禍の医療や人々の生活を支えるエッセンシャル・ワーカー」にまで及んでいる。国民すべてが差別の対象者になっているといってよい。被害者が一部の人に限られた、これまでのマイノリティ（少数者）差別と大きく異なる。国、自治体、医療界、マスメデイアその他、各界が差別防止に取り組んでいる大きな理由の一つである。

差別の正当化

命とくらしに対する不安が、人々を結束と協力の反対の分裂と差別の行動に駆り立てている。問題は、差別加害者が自己の逸脱行動を正当化し、今、社会が必要としている、正しい行動をしているのだと信じ込んでいる点である。加害者意識のない差別だという点である。自己正当化の理由は様々であるが、主なものの一つは、「自己決定・自己責任」論の影響である。新型コロナウイルスの流行を巡り、「感染は本人のせい」と捉える傾向が、欧米に比べ日本は突出して高いことが大阪大などの調査で分かった。感染も「自己責任」ということになると、新型コロナ感染者を責めたり、謝罪を求めたりすることも当然、相当な行為ということになる。

誤った医学的理解もこの自己正当化に与っている。ハンセン病の場合、患者を撲滅することによってハンセン病を撲滅するということが、光田健輔氏をはじめ、専門医によって唱えられた。新型コロナウイルスの場合も同様のことがみられる。菌、ウイルスと人とは明確に異なり、区別

されなければならない。しかし、ハンセン病と同様、新型コロナウイルスの場合も、菌、ウイルス＝感染者という誤った図式がますます拡大している。感染者は原則隔離するという感染症法の基本構造も、この誤った図式の形成に大きく寄与している。そして、それがコロナ禍差別を自己正当化する役割を果たしている。

私は「うつされる人」、あいつは「うつす人」という二項図式もコロナ禍差別の拡大に与っている。そもそも、このような加害者、被害者という2項図式は成立しない。感染の予防にとっても、患者の治療にとってもマイナスである。しかし、このマイナスが顧慮されることはなく、自己決定論などと相俟って、人々を感染者等の攻撃に向かわせている。

自己正当化には、国および専門家の態度も理由として大きい。「三密を避ける」などといった基準を示すだけで、それも、法的な基準という形ではなく、「自粛」生活の基準という形で示されるだけである。基準を示された国民、市民は、自己の行動規範に従って「自粛」生活に臨むしかない。「自粛」を義務づける手段も欠いている。そのため「自粛警察」が生まれ、逸脱行動も生じる。かつての「無らい県」運動と似たような光景が引き起こされている。「迷惑をかけてはいけない」がキーワードとされ、逸脱行動を自己正当化する理由になっている。

政府・専門家からすると、未解明なことが多く、具体的な行動基準を示すことはできないということかもしれない。そうだとすると、そのことも国民、市民に正確に伝え、他人に「自粛」を強制する「他粛」は差別、人権侵害になるかも知れないということも伝えるべきであった。しかし、そのようなメッセージは今も発信されていない。

さらに理由となるのは、「同調圧力」の下での「同調」による自己正当化である。皆がやっているんだから、自分がやっても問題はない。自分だけやらないのはまずい。仕方なくやっているので、やっても問題はない。こういった類の正当化である。国立ハンセン病療養所の入所者の方が熊本県内の温泉ホテルに宿泊しようとしたところ、宿泊を拒否されるという事件が起こった。「わたしは宿泊いただいても問題はないと思っていますが、他のお客様がどう思われるか。不快感を持たれるのではないでしょうか。」こういってホテルの管理人は宿泊拒否を正当化した。これとよく似ている。ネット社会の急激な進展の下で、この「同調」による自己正当化は人々の心を浸食している。

明確な理由がない差別だけに、エスカレートの危険性はより強く、現にエスカレートしている。その防止はより困難である。間違った世論には与さないという「質の民主主義」、科学的アプローチの重要さを再認識することが強く求められている。

「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」の発足

コロナ禍差別が無視できないくらいひどくなっているということから、政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」に「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ（WG）」が設置され、第一回の会合はこの九月一日に開催された。

WGでは、感染者等及びこれらの家族等に対する偏見・差別、心ない加害行為等に関する実態把握や関係者（感染者・回復者や感染者が発生した飲食店など）のヒアリングを実施する。それらを参考に、相談窓口や国民向けの啓発の在り方（相談窓口の更なる活用方法や国・自治体からの普及啓発に向けたアプローチなど）について議論を行って報告書を取りまとめ、分科会に報告・公表するとともに、自治体や相談窓口、企業、マスメディアなどの積極的な取り組みにつなげるとされている。

問題は、WGではハンセン病の教訓を活かす

ようなことは考えられていないということである。ハンセン病差別・偏見は今も当事者の「人間回復」にとって高い壁となっている。二〇〇一年五月十一日の熊本地裁判決後もハンセン病差別・偏見に大きな変化は見られないとの「当事者の体感」は強いものがある。

療養所入所者の少数化及び高齢化はますます進んでいる。この五月一日現在、全国十三の国立ハンセン病療養所の入所者の方は計一〇九〇人で、平均年齢は八十六、三歳である。療養所を「終の棲家」とせざるを得ない、そして、死亡後、遺骨が療養所内の納骨堂に安置される者は今も少なくない。

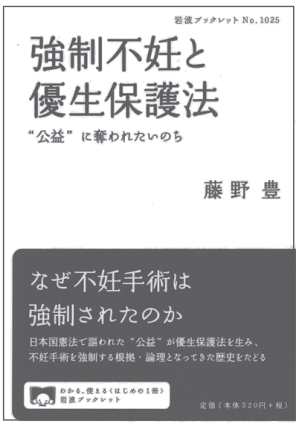
退所者も、この差別・偏見にさらされて今も生きている。沖縄県在住の退所者の半数が「今後は療養所に再入所することを検討している」とのショッキングな話も紹介されている。家族の実態も、退所者のそれに近いものがあると推察される。補償金を請求するかどうか、家族の葛藤は想像を超えるものがある。請求は多くても三割にとどまるのではないかともいわれている。

なぜ、このような事態が生じているのか。コロナ禍差別に対し実効性のある施策を講じるにあたっては、ハンセン病差別偏見の教訓を活かすことが求められているのではないか。

本の紹介

『強制不妊と優性思想』
“公益”に奪われたいのち

藤野豊 著（岩波ブックレットNo.1025）



著者である藤野豊氏は日本近現代史を専門とし、ハンセン病問題に取り組まれてきた研究者だ。この本は二つのことを指摘している。

一点目は、ハンセン病問題が優生思想の問題でもあるという点だ。優生思想とは、「進化論を唱えたチャールズ・ダーウィンのいとこにあたるフランシス・ゴルドンが、一九世紀半ばのイギリスで提唱したもので、人為的に優秀な子孫を生むことにより、国家、民族が発展するという考え」のことだ。世界中で流行した。日本には明治維新の頃、進化論と一緒に入り広まった。特に、第一次世界大戦の際、アメリカの影響を受けて不妊手術の必要性が叫ばれた。そして、一九一五年には強制・絶対隔離政策を進めた光田健輔氏がハンセン病患者への不妊治療を始めた。一方、ナチスは「遺伝性疾患子孫防止法」（一九三三年）により強制不妊手術だけでなく、障害者やユダヤ人、同性愛者らへの大量虐殺を行った。この法律が契機となり、日本では「国民優生法」（一九四〇年）、戦後に「不良な子孫の出生を防止する」と謳った「優生保護法」（一九四八年）が成立した。そして、遺伝性とされた障害者や病者への強制不妊手術が行われた。ハンセン病患者への不妊手術は「国民優生法」の対象外であったが厚生省に許され、「優生保護法」によって合法となり強制された。後者は改正のたびに力を強め、暴走していく。優生思想は障害者や病者を一人の尊き人間として見ていない。

二点目は、「公益」という言葉が障害者や病者とされた人たち、ハンセン病患者の尊厳を奪う根拠となった点だ。特に、日本国憲法にある基本的人権を制約する条件、「公共の福祉に反しない限り」という文言が「公益」のためと言い替えられ、強制不妊手術が正当化された。この本は「まさに、現在の問題です」という言葉で終わる。五月に出版されたため、コロナ禍のことは書かれていない。しかし、今の状況と重なる。私が住む地域では、防護服姿の人がコロナ感染者を迎えに来て、消毒をしていく。それも白昼堂々と行う。さらに、マスコミがウイルスの曖昧な情報と感染者の個人情報を何度も流す。これでは感染者が悪者になってしまう。実際、近くに住む一家族が引っ越しを余儀なくされた。感染者が一人の人間として尊重されていない。「公益」のための隔離が再び、平然と行われている。

人間は互いに優劣や善悪をつけ、排除し合う。それが優生思想という形をなし、国の政策となった時、人間の尊厳やいのちを奪うことが正義となる。各施策には反対した人が何人もいた。しかし、国は一度走り出すと止まらない。「公益」のためという言葉が背中を押すからだ。特に、戦争や天災、疫病の蔓延といった有事の際、力を増す。どうしたら暴走を止めることができるのだろうか。私は分からなくなった。

稲葉 亮道（「ハンセン懇」広報部会）

菊池事件から問われる「いま」

福田 了樹（「ハンセン懇」第５連絡会）

わたしがハンセン病問題に関わり始めて十年の月日が経ちました。当時の私はハンセン病について何も知らず、その問題性についても学ぶこともありませんでした。たまたま研修会で話を伺う機会があり、資料を見ていると聞き覚えのある名前が出てきました。黒髪小学校、黒川温泉、菊池恵楓園、そして菊池事件。熊本の名前が付いていることに驚き、資料を詳しく読むと、自分の身近なところでこんなにも大きな問題が起こっていたことを知りもせず、知ろうともせず過ごしていた自分自身に恥ずかしさが湧き起こりました。

特に菊池事件は、ハンセン病における差別の問題に加え冤罪までもが科せられます。ハンセン病問題とは別の苦しみを生み、特別法廷の名の下、その恐怖は園内を通り越し、療養所全体への見せしめのように今尚語り継がれるところです。先日の菊池事件国賠訴訟では、敗訴となったものの、特別法廷での違憲性と、差別的な取り扱い、著しい人権侵害があったことを初めて裁判所が認めました。このことは大きな進歩であったと言えるでしょう。また、今も再審に向けて新たな動きが始まり、これからの動向が注目されます。

菊池事件を通して、私は事象としての差別と人間の備え持つ差別心について学んできました。二年前、「同和問題にとりくむ熊本県宗教教団連絡会議」（以下、熊本県同宗連）からの要請もあり、県の研究集会にてハンセン病問題についてお話しさせていただく機会をもらい、自身の歩みについて話しました。その話を受け、熊本県同宗連は次のように見解を述べられています。「宗教は自らを良しとして他者を差別し、排除し、分け隔てしていく人間の愚かさを課題としてきた。そして、そのような我が身の有りさまを、教えによって直視させることで、かえって人間解放の道を顕かにしてきたのではなかったか。自らの差別心を見つめながら、差別事象の根絶に取り組んでいく。この傷みと矛盾を抱えながらの取り組みが、今、我々宗教者に求められているのではないだろうか」（熊本県「同宗連」第11号）。宗派という垣根を超えて人間解放の道を示唆してくれているように思います。差別をしないということは大前提であり、差別をなくす取り組みは必須です。しかし、図らずも差別心を備え持ち生み出してしまう煩悩具足の凡夫としての自覚を持ち、無くそうとする心と生み出してしまう心、その矛盾と痛みを抱えながらも歩み続けていく責任が私たちにはあるのでしょう。

大谷派の謝罪声明には「私たち自身が継続的な「学習」を続けていくこと、そして「教え＝ことば」が常に人間回復・解放の力と成り得るような、生きた教えの構築と教化を宗門の課題として取り組んでいく」と誓われています。生きた教えとは紙媒体による学習では間に合いません。その場に今生きている人がいる。言葉がある。笑顔の奥に秘められた悲しい事実が現場にはまだ生きている。過去の痛みに目を背けず、目を凝らし、耳を傾け、ともに歩む。私たちのこれからの歩みが問われているのです。

ふるさとをつなぐ 願いから動きへ

水澤 孝秀（「ハンセン懇」第１連絡会）

新型コロナウイルス感染症の影響で活動ができない状態が続いている。しばらくぶりにお世話になっている方に電話をしてみた。「行事も、お出かけも中止、寂しくなった。」と落胆の声が漏れた。私たちの活動は訪問を繰り返し、園の行事に参加して共に時を過ごすことで語り合い、絆を結んできた。

二〇一七年五月、第一連絡会と第二連絡会の合同の研修会を栗生楽生園で開催した。重監房資料館での学習が目的であった。前段に入所者の方と光明寮で交流会を設けていただき、自己紹介など行いながら和やかに時は過ぎた。帰り際に、一人の男性の方と世間話になり、ドライブが趣味で東北新生園に行ったことがあるというのだ。そこには、自分の姉が暮らしているというから驚いた。私も時々お邪魔させて頂いていますと、共通の話題で盛り上がる中、ふと、私の頭によぎるものがあった。「あわせてあげられないか」。すでに数年前から運転は辞められ、姉も高齢で軽い認知症というから、その思いは増した。「写真を持っていこう」。そう考えた私は、携帯を取り出しツーショットを申し入れた。初対面なのにニコヤカに快諾してくれた。

後日、東北新生園に出向き、写真と名前を頼りに園の方々の協力でお姉さんに合うことが出来た。写真を見て何度も何度も頷く姿が実に印象的であった。

「一人ひとりの京都宣言」一九九八年一〇月十六日第二回全国交流集会宣言である。交流の道をひらきたい、一人ひとりが場になりたい、記憶を刻みたい。そして、〜願いから動きへ〜が始動した。縁もゆかりもない真っただ中、歩いている人にひたすらに声をかけて、駆けずり回ったことを思い出した。願いは分かった。動くことが課題となっていた自分にこの宣言を言い聞かせてきた。宣言から二十二年。積み上げた出会いは、時には結果を出してくれる。忘れかけていた思いを取り戻し、うれしかった瞬間でもあった。

真宗大谷派の「ハンセン懇」。全国各地で多くの出会い、交流を重ねてきている。これを最大限に生かす活動はできないだろうか。もちろん、その意味では全国交流会は深い願いと出会いの場として重要である。ネットワークを持つ強みを生かし、一つのきっかけが多くの出会いと「ふるさとをつなぐ」ことを実現するのではないか。それと同時に、その故郷は、彼らにとって居心地のよかったものだったろうかと疑問に思う。未だに「差別の心」は消えず、迎え入れない社会体質はないだろうか。そういうことも問われているように思える。徳田靖之弁護士が投げかけられた「当事者とは誰なのか」この問いに社会全体が真摯に応えているのか。そして、私自身の「根っこ」はしっかりと見えているのか。生活の場で実践を求められているのではないか、と自問自答する。

長くかかわり過ぎ、マンネリ化、経験主義、慈善事業化から抜け出せない私自身に、新型コロナ禍は、自分の心を炙り出してくれた。真宗大谷派は何をするのか。このネットワークの全員の熱いこころを宗門の財産にできるかが真に問われることと思う。

私は、携帯の写真の表情に込められた「いま、会いたい」という願い。「一緒に暮らしたかった」という思いを、新型コロナ禍において、自らの生活の有り様がどうだったのか。「同じことを二度と繰り返さない」。その宣言を今一度呼び起こし「一人ひとりの京都宣言」を生み出した原点に還ろう。願いから動きへ、歩みだしていた自分に気づいた瞬間でもあった。

勝訴判決とその後のたたかい①

ハンセン病家族訴訟弁護団　島　翔吾

「本当に長い間、みなさんにとって大切な人生において大変な苦難を強いることになってしまいました。内閣総理大臣として、政府を代表して心から深くお詫び申し上げます。」

首相官邸の一室で、安倍内閣総理大臣（当時）はこう発言し、原告の方々に対して深々と頭を下げました。二〇一九（令和元）年七月二十四日、政府の原告の方々に対する謝罪が実現した瞬間でした。



首相官邸ホームページより
https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201907/24menkai.html

同年十一月には補償法が衆参両院の全会一致で可決成立し、訴訟への参加・不参加を問わず、熊本地方裁判所の下した勝訴判決の認容額を超える補償金（親、子、配偶者等は一八〇万円、兄弟姉妹、孫、甥、姪等は一三〇万円）が支払われることになりました。補償法の前文では、国会と政府のおわびとハンセン病元患者の家族に対する偏見差別を根絶する決意が明記され、原告の方々の「思い」が法律という形で結実することになりました。

「もっと早くお互いの話が聞けていたら、もっと違う家族のあり方があったのではないか」。疎遠となっていた家族が補償金の請求をきっかけに一堂に会し、それぞれの「思い」を語り合い、家族関係の回復のための一歩を踏み出した例もあります。その場に立ち会っていた私も、思わず胸が熱くなりました。

他方で、実際の補償金の請求件数は二〇二〇（令和二）年十月十四日時点で六二八五件と、国の試算の約二万四〇〇〇人のわずか約二十五パーセントにとどまっています。その背景には、未だに根強く残るハンセン病に対する偏見差別の実態があるのではないかと指摘されています。「補償金の請求にあたって、自分がハンセン病元患者の家族であると名乗り出ることで、他人にそのことを知られてしまい、さらなる偏見差別を受けることになるのではないか」。このような恐怖心を拭い去ることができて初めて、ハンセン病問題の全面解決への道筋が見えてきます。

補償金の請求期限は、補償法の施行から五年間です。国の誤ったハンセン病隔離政策や無らい県運動により生み出されたハンセン病に対する偏見差別の「厚い壁」を穿つその瞬間まで、たたかいは続きます。

あとがき

▼「隔離の反語は交流である」と教えていただいたことがあります。コロナウィルスの感染拡大は、我々から顔と顔を合わせる交流の場を奪いました。それと同時に、コロナ渦での不安の増長が人と人とのつながりを分断している事例も見聞きします。▼コロナウィルス感染症拡大の兆候が見え始めた頃、ある方がウィルスに感染し発症されました。幸いに軽症ですぐに完治されましたが、数ヶ月後、その人が住む家族はその家から引っ越されたそうです。感染された方やご家族が特定され、誹謗中傷があり、そのご家族はそこに住みづらくなったのだとお聞きました。▼そのご家族に病とは別の苦しみを与えたものは何なのでしょうか？マスコミの必要以上に恐怖を煽る報道も問題なのかもしれません。しかし問題はそこではないのでしょう。煽られればすぐに不安になり、不安の中で人を見失ってしまう。そういうことを引き起こすものが我々の中にあるのです。▼子どもの頃から民主主義教育を受けていても、ハンセン病問題を深く学び差別の問題をよく知りその問題と関わり続けていても、平等を願うはずの仏教の知識がいくらあっても、我々の中にあって人を見失わせるものは無くなりはしません。平等を願う善人から差別者に変わることに段階や連続性はない。何かをきっかけにして、非連続的に、ある時突然に変わってしまうのです。▼だからこそ我々は、差別に関する学習と人との交流を大事にし、いのちに根差した言葉を聞き続け、自分を学び続けることの大事さを思います。

（「ハンセン懇」第四連絡会　谷　大輔）

Network News
願いから動きへ

真宗大谷派ハンセン病問題に関する懇談会
ネットワークニュース『願いから動きへ』５３号
発行日　２０２０年１２月１日
発行人　望月慶子
発　行　真宗大谷派解放運動推進本部
〒６００−８１６４京都市下京区上柳町１９９
TEL　０７５−３７１−９２４７
FAX　０７５−３７１−６１７１
kaiho@higashihonganji.or.jp
しんらん交流館ホームページ
https://jodo-shinshu.info/